

宇都宮市外国人観光客受入体制整備事業補助金交付要綱

平成29年8月21日  
告示第322号

(趣旨)

第1条 宇都宮市外国人観光客受入体制整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、外国人観光客を受け入れる施設等において、多言語表記案内サインの設置や施設案内の作成又は設置等を行う費用の一部を補助し、本市を訪れる外国人観光客が不自由なく本市内での宿泊や買い物等をしてもらえるよう利便性の向上を図り、交流人口の拡大に結び付けることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宿泊施設、飲食店、土産品販売店、観光施設を営む本市内に施設又は店舗を有する者
- (2) バス、タクシー事業者で本市内に施設及び事務所又は事業所を有する者
- (3) 上記(1)、(2)の事業者等と連携して、外国人観光客向けの各種案内情報や観光情報を発信する者
- (4) その他、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 市税を滞納している者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の表に掲げる事業とする。ただし、市長が必要と認めるとき

はこの限りではない。

事業種別	補助対象
宿泊施設	(1) 施設内の案内サイン・案内板
飲食店	(2) 施設内及び周辺マップ・パンフレット・メニュー等印刷物
観光施設	(3) 施設情報を提供するウェブサイト
商業施設	(4) その他外国人観光客受入整備に有効と認められるもの
交通事業者	(1) 車両・所有設備の案内放送・サイン (2) 交通事業者のサービス案内チラシ等印刷物 (3) その他、外国人観光客受入整備に有効と認められるもの
上記の事業者等 と連携する企 業・団体等	(1) 外国人観光客向けのマップ・買物情報・宿泊情報・飲食情報 などの観光情報を掲載したパンフレット・ウェブサイト等 (2) その他、外国人観光客受入整備に有効と認められるもの

2 国、栃木県等その他これらに準ずる団体よりこれに類する補助金を受けている、または他の団体からの受託事業として行っている事業は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において当該事業費の1/2とし、上限を15万円とする。ただし、当該補助金の交付については、一つの補助事業者に対して当該年度につき1回を限度とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象言語)

第6条 本補助事業で新たに整備する多言語表記に用いる言語は、英語を含む1言語以上を使用するものとする。また、事業の内容に応じて、その一部で英語等の言語を用いず、ピクトグラムのみで対応する場合も対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

- (1) 案内サイン等設置に係る計画図(サイン・看板等の設置を伴う事業の場合に限る)
- (2) 当該補助対象事業に係る見積書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(実績報告に係る添付書類)

第8条 実績報告に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助対象事業の経費に係る領収書の写し
- (2) 案内看板等竣工前後の写真（看板等の設置を伴う事業の場合に限る）
- (3) 成果品（印刷物の場合に限る）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、規則で定める実績報告等の提出を受け、その内容が交付決定の内容及び条件に適合するものと認めるときは、遅滞なく交付すべき補助金の額を確定するものとする。ただし、交付決定額と交付確定額に差が生じないときは、交付決定通知を交付確定通知とみなすものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。